

『美らネット NISA (少額投資非課税制度)』新旧対照表

「美らネット 24 NISA (少額投資非課税制度)」を一部変更いたします。下線部を追加・変更・削除します。

安藤証券株式会社

新	旧
<p>NISA 口座の開設申込方法、開設手順</p> <p>NISA 口座開設のお申し込みは、<u>以下の通りです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>証券総合取引口座開設との同時申込みの場合</u> <u>証券総合取引口座開設申込み書類の中の「非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」に必要事項を記入し、必要書類(「個人番号(マイナンバー)」が記載されていないものに限ります。)</u>とともにご返送ください。 ・ 証券総合取引口座開設後の申込の場合 サポートセンターにお電話を頂くか、会員画面"お客様情報"の"NISA 口座"欄「申込」ボタンをクリックすることでお申し込みいただけます。お申込みいただきますと、当社へのお届け住所宛に『非課税適用確認書の交付申請書 兼非課税口座開設届出書』及び「個人番号(マイナンバー)」のご提供に係る必要書類をご郵送致します。 ご返送に際し、お客様の状況により当社からお送りした書面への記入内容と、同封してお送りいただく書類が異なります。 同封いたしました「NISA 口座開設のお申込み手続きガイド」をよくご覧いただきますようお願いいたします。 <p>NISA 口座での取扱商品 (省略)</p> <p>注意事項</p>	<p>NISA 口座の開設申込方法、開設手順</p> <p>NISA 口座開設のお申し込みは、サポートセンターにお電話を頂くか、会員画面"お客様情報"の"NISA 口座"欄「申込」ボタンをクリックすることでお申し込みいただけます。お申込みいただきますと、当社へのお届け住所宛に『非課税適用確認書の交付申請書 兼非課税口座開設届出書』をご郵送致します。ご返送に際し、お客様の状況により当社からお送りした書面への記入内容と、同封してお送りいただく書類が異なります。同封いたしました「NISA 口座開設のお申込み手続きガイド」をよくご覧いただきますようお願いいたします。</p> <p>NISA 口座での取扱商品 (省略)</p> <p>注意事項</p>

- ・ 上記<NISA 対象商品>でも、一部の銘柄はNISA 対象外とさせていただきます。銘柄がございませぬ。
- ・ 最低単元が 120万円を超える銘柄の場合、NISA 対象商品であっても余力の関係上NISA 口座でのお買付けはできません。
- ・ (省略)

NISA 口座でのお取引、手数料

NISA 口座でのお取引方法は、従来の取引画面と同じです。

< 買付注文時のご指定方法 >

(省略)

投資信託買付時のご注意

- ・ 約定金額のうちNISA 非課税投資枠の 120万円を超える部分が発生した場合、超過部分は課税口座の預りとなります。
- ・ 金額指定注文でNISA 非課税投資枠を利用する場合はNISA 利用金額に手数料等を付加した受渡金額でご注文ください。

(省略)

NISA での非課税枠の使用・消化

NISA 口座を開設されている方には、毎年、新規投資額で 120万円までの非課税投資枠が付与されます。1 度に 120万円投資、もしくは数回に分けて1年で合計 120万円まで投資できますが、未使用枠は翌年以降繰越すことができません。

NISA 口座で保有している銘柄を売却されても、使用された非課税枠は回復いたしません。

また、年内に使用されなかった非課税枠を翌年に繰り越すことはできません。非課税の適用を受けるためには、買付された日の属する年から起算して5年目の年中に売却する必要があります。

非課税期間5年間が終わると、NISA 口座の上場株式や株式投資信託等は、

- ・ 上記<NISA 対象商品>でも、一部の銘柄はNISA 対象外とさせていただきます。銘柄がございませぬ。
- ・ 最低単元が 100万円を超える銘柄の場合、NISA 対象商品であっても余力の関係上NISA 口座でのお買付けはできません。
- ・ (省略)

NISA 口座でのお取引、手数料

NISA 口座でのお取引方法は、従来の取引画面と同じです。

< 買付注文時のご指定方法 >

(省略)

投資信託買付時のご注意

- ・ 約定金額のうちNISA 非課税投資枠の 100万円を超える部分が発生した場合、超過部分は課税口座の預りとなります。
- ・ 金額指定注文でNISA 非課税投資枠を利用する場合はNISA 利用金額に手数料等を付加した受渡金額でご注文ください。

(省略)

NISA での非課税枠の使用・消化

NISA 口座を開設されている方には、毎年、新規投資額で 100万円までの非課税投資枠が付与されます。1 度に 100万円投資、もしくは数回に分けて1年で合計 100万円まで投資できますが、未使用枠は翌年以降繰越すことができません。

NISA 口座で保有している銘柄を売却されても、使用された非課税枠は回復いたしません。

また、年内に使用されなかった非課税枠を翌年に繰り越すことはできません。非課税の適用を受けるためには、買付された日の属する年から起算して5年目の年中に売却する必要があります。

非課税期間5年間が終わると、NISA 口座の上場株式や株式投資信託等は、

特定口座や一般口座などの課税口座に移り、その後の配当金や売買益等については課税となります。

ただし、非課税期間が終了する日（12月31日）に有しているNISA口座内の上場株式等については、翌年新たに設定する非課税投資枠に時価で120万円まで移管することが可能です。

付 則

この改正は、平成28年1月4日から施行いたします。

特定口座や一般口座などの課税口座に移り、その後の配当金や売買益等については課税となります。

ただし、非課税期間が終了する日（12月31日）に有しているNISA口座内の上場株式等については、翌年新たに設定する非課税投資枠に時価で100万円まで移管することが可能です。